吸収分割に関する事前備置書類

会社法第 794 条第 1 項および
会社法施行規則第 192 条に規定する
事前開示事項

日本瓦斯株式会社

当社を吸収分割承継会社（以下、「承継会社」といいます。）、東彩ガス株式会社、東日本ガス株式会社および北日本ガス株式会社のそれぞれを吸収分割会社（以下、「各分割会社」といいます。）とする吸収分割に関しまして、会社法第 794 条第 1 項および会社法施行規則第 192 条の規定に基づき事前開示すべき事項は下記のとおりです。

記

1．吸収分割契約の内容

別紙１のとおりです。

2．分割対価の相当性に関する事項

本件吸収分割に際し、承継会社は各分割会社に対して、一切の対価を交付いたしません。本件吸収分割は完全親子会社間で行われるため、無対価であることが相当であると判断いたします。

3．分割型吸収分割に関する事項

該当事項はありません。

4．吸収分割に係る新株予約権の定めの相当性に関する事項

該当事項はありません。

5．各分割会社についての計算書類等に関する事項

（1）　最終事業年度に係る計算書類等の内容

別紙２のとおりです。

（2）　最終事業年度の末日後の日を臨時決算日とする臨時計算書類等の内容

該当事項はありません。

（3）　最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

6．承継会社についての最終事業年度の末日後に生じた重要な財産の処分、重大な債務の負担その他の会社財産の状況に重要な影響を与える事象の内容

該当事項はありません。

7．吸収分割が効力を生ずる日以後における承継会社の債務の履行の見込みに関する事項

承継会社および各分割会社の直近の貸借対照表を基礎に、吸収分割が効力を生ずる日における承継会社の資産、負債および純資産の額を算定したところ、債務の履行を確保するために充分な純資産が存在すると見込まれること、ならびに今後の事業展開等を勘案し、吸収分割が効力を生ずる日以後における承継会社の負担すべき債務について、履行の見込みに問題はないものと判断します。

また、本件吸収分割と同日に日本瓦斯グループ内で予定している次の吸収分割および吸収合併による上記の履行の見込みへの影響はないものと判断します。

・日本瓦斯株式会社が営むガス導管のインフラ事業およびＬＰガスインフラ事業を東彩ガス株式会社に承継させる吸収分割
・東彩ガス株式会社を吸収合併存続会社とし、東日本ガス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併
・東彩ガス株式会社を吸収合併存続会社とし、北日本ガス株式会社を吸収合併消滅会社とする吸収合併

8．事前開示開始日後の前各項に関する変更事項

変更が生じたときは、ただちに開示いたします。

以上

2023年4月27日

吸収分割承継会社（承継会社）
東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
日本瓦斯株式会社
代表取締役　柏谷邦彦　㊞

【別紙１】吸収分割契約書（分割会社：東彩ガス株式会社）



吸収分割契約書

日本瓦斯株式会社（以下、「甲」という。）と**東彩ガス株式会社**（以下、「乙」という。）は、乙がその事業に関して有する権利義務の一部を甲に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割の方法）
乙は、本件分割により、乙が営むガス小売事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第２条（商号および住所）
吸収分割承継会社および吸収分割会社の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。
（１）吸収分割承継会社：東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
日本瓦斯株式会社（甲）
（２）吸収分割会社　：埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目１４番１号
東彩ガス株式会社（乙）

第３条（効力発生日）
本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年１月１日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲と乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第４条（承継する権利義務等）
本件分割により乙から分割され甲に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。
２．前項に基づく乙から甲への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第５条（本件分割の対価）
甲は、本件分割に際して、乙に対して一切の対価を交付しない。

第６条（増加する資本金および準備金の額）
甲は、本件分割により、資本金および準備金の額を変更しない。

第７条（競業避止義務）
乙は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第８条（善管注意義務）
甲および乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と乙が協議のうえ、これを行う。

第９条（契約の変更等）
本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲と乙が協議のうえ、本契約を変更または解除することができる。

第10条（契約の効力）
本契約は、甲および乙の適法な機関決定による承認を得られなかったとき、または本件分割に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（規定外事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲と乙が協議のうえ、これを決定する。

以上、本契約を証するため、本書１通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、甲が保有する。

2023年４月27日

吸収分割承継会社（甲）

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
日本瓦斯株式会社
代表取締役　柏谷邦彦



吸収分割会社（乙）

埼玉県越谷市越ヶ谷一丁目１４番１号
東彩ガス株式会社
代表取締役　土屋友紀



（別紙）

承継対象権利義務明細表

甲が乙から承継する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、承継する資産および債務については、2023年3月31日時点の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1．資産
本件事業に関する資産とする。

2．債務
本件事業に関する債務とする。

3．雇用契約
乙の労働者全員についての雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務とする。

4．その他
（1）雇用契約以外の契約
本件事業に関して乙が締結した契約の一切ならびにこれに付随する一切の権利義務とする。

（2）許認可等
本件事業に関して乙が保有している許可、認可、免許、登録および届出等のうち、乙から甲への承継が法令上可能であるもの。

以上





【別紙１】吸収分割契約書（分割会社：東日本ガス株式会社）



吸収分割契約書

日本瓦斯株式会社（以下、「甲」という。）と東日本ガス株式会社（以下、「乙」という。）は、乙がその事業に関して有する権利義務の一部を甲に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割の方法）

乙は、本件分割により、乙が営むガス小売事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第２条（商号および住所）

吸収分割承継会社および吸収分割会社の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。

（１）吸収分割承継会社：東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
日本瓦斯株式会社（甲）

（２）吸収分割会社　：千葉県我孫子市下ケ戸６０８番地－１
東日本ガス株式会社（乙）

第３条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年１月１日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲と乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第４条（承継する権利義務等）

本件分割により乙から分割され甲に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

２．前項に基づく乙から甲への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第５条（本件分割の対価）

甲は、本件分割に際して、乙に対して一切の対価を交付しない。

第６条（増加する資本金および準備金の額）

甲は、本件分割により、資本金および準備金の額を変更しない。

第７条（競業避止義務）

乙は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第８条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と乙が協議のうえ、これを行う。

第９条（契約の変更等）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲と乙が協議のうえ、本契約を変更または解除することができる。

第 10 条（契約の効力）

本契約は、甲および乙の適法な機関決定による承認を得られなかったとき、または本件分割に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

第 11 条（規定外事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲と乙が協議のうえ、これを決定する。

以上、本契約を証するため、本書１通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、甲が保有する。

2023年４月27日

吸収分割承継会社（甲）

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
日本瓦斯株式会社
代表取締役　柏谷邦彦

吸収分割会社（乙）

千葉県我孫子市下ケ戸６０８番地－１
東日本ガス株式会社
代表取締役　村松俊二

（別紙）

承継対象権利義務明細表

甲が乙から承継する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、承継する資産および債務については、2023年3月31日時点の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1．資産

本件事業に関する資産とする。

2．債務

本件事業に関する全ての債務とする。

3．雇用契約

乙の労働者全員についての雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務とする。

4．その他

（1）雇用契約以外の契約

本件事業に関して乙が締結した契約の一切ならびにこれに付随する一切の権利義務とする。

（2）許認可等

本件事業に関して乙が保有している許可、認可、免許、登録および届出等のうち、乙から甲への承継が法令上可能であるもの。

以上





【別紙１】吸収分割契約書（分割会社：北日本ガス株式会社）



吸収分割契約書

日本瓦斯株式会社（以下、「甲」という。）と北日本ガス株式会社（以下、「乙」という。）は、乙がその事業に関して有する権利義務の一部を甲に承継させる吸収分割（以下、「本件分割」という。）について、次のとおり吸収分割契約（以下、「本契約」という。）を締結する。

第１条（吸収分割の方法）

乙は、本件分割により、乙が営むガス小売事業（以下、「本件事業」という。）に関する権利義務を甲に承継させ、甲はこれを承継する。

第２条（商号および住所）

吸収分割承継会社および吸収分割会社の商号および住所は、それぞれ次のとおりである。

（１）吸収分割承継会社：東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
日本瓦斯株式会社（甲）

（２）吸収分割会社　：栃木県小山市花垣町二丁目１１番２２号
北日本ガス株式会社（乙）

第３条（効力発生日）

本件分割がその効力を生ずる日（以下、「効力発生日」という。）は、2024年1月1日とする。ただし、手続の進行に応じ必要があるときは、甲と乙が協議のうえ、これを変更することができる。

第４条（承継する権利義務等）

本件分割により乙から分割され甲に承継される資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、別紙「承継対象権利義務明細表」のとおりとする。

２．前項に基づく乙から甲への債務の承継については、免責的債務引受の方法による。

第５条（本件分割の対価）

甲は、本件分割に際して、乙に対して一切の対価を交付しない。

第６条（増加する資本金および準備金の額）

甲は、本件分割により、資本金および準備金の額を変更しない。

第７条（競業避止義務）

乙は、効力発生日以降であっても、本件事業に関し競業避止義務を負わない。

第８条（善管注意義務）

甲および乙は、本契約締結後、効力発生日までの間、善良なる管理者の注意をもって業務の執行および財産の管理運営を行うものとし、その財産および権利義務に重要な影響を及ぼす行為については、あらかじめ甲と乙が協議のうえ、これを行う。

第９条（契約の変更等）

本契約締結後、効力発生日までの間において、天災地変その他の事由により甲または乙の資産もしくは経営状態に重大な変動を生じたときは、甲と乙が協議のうえ、本契約を変更または解除することができる。

第10条（契約の効力）

本契約は、甲および乙の適法な機関決定による承認を得られなかったとき、または本件分割に必要な法令に定める関係官庁等の承認が得られなかったときは、その効力を失う。

第11条（規定外事項）

本契約に定めのない事項その他本件分割に関し必要な事項は、本契約の趣旨に従い、甲と乙が協議のうえ、これを決定する。

以上、本契約を証するため、本書１通を作成し、甲および乙が記名押印のうえ、甲が保有する。

2023年４月27日

吸収分割承継会社（甲）

東京都渋谷区代々木四丁目３１番８号
日本瓦斯株式会社
代表取締役　柏谷邦彦

吸収分割会社（乙）

栃木県小山市花垣町二丁目１１番２２号
北日本ガス株式会社
代表取締役　萩原文男

（別紙）

承継対象権利義務明細表

甲が乙から承継する本件事業に関する資産、債務、雇用契約その他の権利義務は、以下のとおりとする。なお、承継する資産および債務については、2023年3月31日時点の貸借対照表その他同日時点の計算を基礎とし、これに効力発生日前日までの増減を加除して確定する。

1．資産

本件事業に関する資産とする。

2．債務

本件事業に関する債務とする。

3．雇用契約

乙の労働者全員についての雇用契約およびこれに付随する一切の権利義務とする。

4．その他

（1）雇用契約以外の契約

本件事業に関して乙が締結した契約の一切ならびにこれに付随する一切の権利義務とする。

（2）許認可等

本件事業に関して乙が保有している許可、認可、免許、登録および届出等のうち、乙から甲への承継が法令上可能であるもの。

以上





【別紙２】分割会社（東彩ガス株式会社）についての計算書類等

事　業　報　告

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

１．会社の状況に関する重要な事項

当事業年度におけるわが国の経済は、昨年同様、新型コロナウイルス感染症の影響を大きく受ける一年となりました。海外諸国と同様に我が国においても次々と変異を繰り返す新型コロナウイルスが広がり、感染症は沈静化と拡大を繰り返し、先行きが不透明な状況が続きました。このような状況の中、経済正常化を見据えた動きが随所にみられるものの、ロシアによるウクライナ侵攻および円安に伴うエネルギー等資源の高騰に拍車がかかっており、今後の国内外経済に影を落としております。

国内のエネルギー業界におきましては、2050年のカーボンニュートラル社会の実現に向け、2030年度までに2013年度比で温室効果ガス46%削減する政府方針を受け、脱炭素の動きが加速しております。

また、2022年４月より都市ガス大手３社において導管部門が法的に分離され、2017年からの都市ガス小売り完全自由化は節目を迎え、小売事業者は選ばれる企業へのより一層の企業努力が求められる時代へ突入しました。

こうした状況の中、当社は企業の持続的成長の道筋である「新規お客様獲得」を基本方針の第一に掲げ、適正な利益を確保し効率的な投資を行い、需要の拡大と業績の向上に努めてまいりました。

また、2019年より開始した電力販売は、ガスとのセット販売がガス調定件数割合で17.6%と順調に増加し、収益の大きな柱に成長いたしました。ガス販売事業・電力販売事業ともにコア事業という位置づけのもと、車両のEV化や社会のデジタル化を見据え、地域のインフラを支える総合エネルギー企業として今後より一層の普及拡大を目指してまいります。

※これ以降、【　】内の数字は2020年10月に合併しました新日本瓦斯株式会社の上期実績（2020年4月から9月）を反映した比率となっております。

当事業年度の売上高につきましては、前期に比べ27.3%増【13.1%増】の390億1千万円となりました。

営業利益は前期に比べ29.2%増【20.5%増】の40億8千万円、経常利益は前期に比べ29.0%増【20.0%増】の41億8千万円となりました。

特別損益につきましては、政策保有株式の売却により特別利益および特別損失を、また、遊休土地の売却により特別利益を計上しました。

これらに伴い、当期純利益は前期に比べ34.0%増【27.9%増】の30億2千万円となり、増収増益という結果になりました。

事業別の実績は次のとおりであります。

〔都市ガス事業〕

当事業年度末のお客様件数（自社導管）は、他燃料からの切替えや新築住宅への開発営業を進めた結果、前期末に比べ4,164件増加し、295,394件となりました。お客様件数（他社導管・新都市ガス）は、前期末に比べ1,433件減の5,002件となりました。

ガス販売量につきましては、お客様件数が増えたこと、また、需要期において平均気温が低めに推移した影響により、家庭用におけるガス販売量は堅調に推移いたしました。業務用におきましても稼働率上昇に伴い、ガス販売量は増加いたしました。その結果、前期に比べ15.4%増【1.4%増】の213,888千㎥となりました。

ガス売上高につきましては、ガス販売量の増加に加え原料費高騰の影響もあり、前期に比べ32.6%増【13.9%増】の240億5千万円となりました。

これに託送供給収益の4億円、事業者間精算収益の1億5千万円が加わり、ガス事業売上高は、前期比31.9%増【13.7%増】の246億1千万円となりました。

また、受注工事・器具販売等の25億6千万円を加えた都市ガス事業における当事業年度の売上高は、前期比で26.9%増【8.8%増】の271億8千万円となりました。

〔ＬＰガス事業・電気販売事業・その他事業〕

当事業年度末のお客様件数は、Ｍ＆Ａでの獲得を含め、前期末に比べ1,900件増加し、72,285件となりました。

ガス販売量につきましては、工業用は減少したものの、家庭用・商業用のお客様件数増加および販売量増加の影響で、前期に比べ1.3%増の8,992千㎥となりました。

ガス売上高につきましては、ガス販売量の増加に加え原料費高騰の影響もあり、前期比で21.5%増加の45億9千万円となりました。

また電気販売のお客様契約数は、前期末に比べ8,806件増加し、59,498件となりました。この結果、電気売上は前期比で55.0%増【43.6%増】の59億4千万円となりました。

受注工事・器具販売の12億8千万円を加えたＬＰガス事業・電気販売事業・その他事業における当事業年度の売上高は、前期に比べ28.0%増【23.9%増】の118億2千万円となりました。

株主様におかれましては、今後とも一層のご指導、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

2. 業務の適正を確保するための体制

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制については以下のとおりであります。

(1) 取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、社会的責任を果たすため、法令の遵守及び経営理念の徹底を図り、高い倫理規範を持って行動します。

当社のコンプライアンス全体を統括する組織として、コンプライアンス委員会を設置しています。

コンプライアンスの推進については、役員及び使用人がそれぞれの立場でコンプライアンスを自らの問題として捉え業務運営にあたるよう教育等を通して指導します。

また、当社は、相談・通報体制として「グループ・ヘルプライン」を設け、役員及び従業員が、社内においてコンプライアンス違反行為が行われ、又は行われようとしていることに気づいたときは、日本瓦斯グループ・ヘルプライン事務局もしくは社外窓口である弁護士事務所に通報するように定めます。会社は、通報内容を守秘し、通報者に対して、不利益な扱いを行いません。

当社は、社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力と一切の関係を持たず、反社会的勢力の不当要求に対しては断固たる姿勢で臨みます。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社は、取締役の職務の執行に係る情報を法令・社内規程(文書取扱規程、保存文書取扱基準)に基づき、適切に保存及び管理を行います。

また、情報の管理については、顧客情報保護規程、社内情報管理規程、情報通信利用に関する内規、人事個人情報管理規程を定めて対応しています。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社は、事業運営に関するリスクについて、経営マネージメントサイクルのなかでリスクの統制を行います。取締役は、自らの分掌範囲のリスクの洗い出しを行い、そのリスクの排除、軽減、解消に取り組むとともに、全社的なリスクに対しては、必要に応じて専門委員会の設置や専門会議を開催し、総合的な対応を行います。

なお、災害時等の非常時においては、「保安規程」に基づく「災害対策基準」等に従い、安全・安定供給を確保するため、代表取締役社長執行役員を本部長とする「災害対策本部」を組織し、会社全体として、損害の拡大を防止し、被害を最小限に止める体制を整えており、そのための訓練を毎年実施しています。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、定例の取締役会を毎月1回開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行います。業務執行と経営効率を向上させるため、常勤取締役、常勤監査役、執行役員並びに各部門の部長を加えた部長会を毎月１回開催し、業務執行に関する基本的事項および重要事項に係る意思決定を機動的に行います。

業務の運営については、将来の事業環境を踏まえ経営計画及び年度予算を立案し全社的な目標を設定し、各部門においては、その目標達成に向け具体案を立案・実行します。

(5) 当社及びその親会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、親会社であります日本瓦斯株式会社をはじめとする企業グループにおける業務の適正を確保するため、親会社との協議を定期的に行い、重要な案件については、事前の協議を行います。

(6) 監査役の職務を補助すべき使用人とその独立性に関する事項

現在、監査役の職務を補助すべき使用人はいませんが、必要に応じて、内部統制室のスタッフ

が監査役の業務補助をおこなっており、その人事については、取締役と監査役が意見交換を行います。

(7) 監査役への報告体制およびその他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

取締役は、会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実があることを発見したときは、法令に従い、直ちに監査役に報告します。

常勤監査役は、取締役会の他、重要な意思決定の過程および業務の執行状況を把握するため、部長会をはじめ、その他重要な会議に出席するとともに、主要な稟議書その他業務執行に関する重要な文書を閲覧し、必要に応じて取締役または使用人に説明を求めます。

監査役は、当社の親会社である日本瓦斯株式会社の会計監査人と情報の交換を行うなど連携を図っています。

また、代表取締役および監査役は、相互の意思疎通を図るため、会社が対処すべき課題等について意見交換を行っています。

貸借対照表

(2022年３月31日現在)

(単位：千円)

資産の部		負債の部	
固定資産	**26,601,678**	**固定負債**	**953,028**
有形固定資産	**24,726,239**	長期借入金	－
供給設備	21,046,602	再評価に係る繰延税金負債	206,922
業務設備	2,151,988	退職給付引当金	406,576
附帯事業設備	558,759	株式報酬引当金	182,364
休止設備	6,742	ガスホルダー修繕引当金	109,616
建設仮勘定	962,145	その他固定負債	47,550
無形固定資産	**465,482**	**流動負債**	**7,650,703**
借地権	3,460	１年以内に期限到来の固定負債	71,283
のれん	282,188	買掛金	587,073
その他無形固定資産	179,833	未払金	1,155,574
		未払費用	126,539
投資その他の資産	**1,409,956**	未払法人税等	1,003,410
投資有価証券	19,500	前受金	88,013
長期貸付金	24,011	預り金	507,197
社内長期貸付金	4,397	関係会社短期債務	2,528,274
出資金	34,215	賞与引当金	186,090
長期前払費用	17,936	その他流動負債	－
繰延税金資産	852,120	附帯事業流動負債	1,397,247
ＢＩＰ信託口	420,775		
その他投資	37,000	**負債合計**	**8,603,731**
		純資産の部	
流動資産	**18,353,016**	**株主資本**	**36,850,247**
現金及び預金	**4,833,139**	**資本金**	**450,000**
受取手形	25,882	**資本剰余金**	**1,618,413**
売掛金	2,265,481	資本準備金	346,078
未収入金	1,308,841	**その他資本剰余金**	**1,272,335**
製品	472,649	**利益剰余金**	**34,781,834**
貯蔵品	99,349	利益準備金	206,552
前払費用	93,772	その他利益剰余金	34,575,282
関係会社短期債権	7,200,000	別途積立金	3,018,000
その他流動資産	57,290	繰越利益剰余金	31,557,282
附帯事業流動資産	2,006,992		
貸倒引当金	△10,384	**評価・換算差額等**	**△ 499,284**
		土地再評価差額金	△ 499,284
		純資産合計	**36,350,963**
資産合計	**44,954,694**	**負債・純資産合計**	**44,954,694**

損　益　計　算　書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

費	用	収	益
売上原価	11,482,970	ガス事業売上高	24,617,368
期首たな卸高	277,542	ガス売上	24,054,517
当期製品仕入高	11,688,201	託送供給収益	406,055
当期製品自家使用高	10,125	事業者間精算収益	156,795
期末たな卸高	472,649		
（売上総利益）	（13,134,398）		
供給販売費	9,583,456		
一般管理費	1,240,198		
（事業利益）	（2,310,743）		
営業雑費用	1,991,072	営業雑収益	2,567,132
受注工事費用	756,393	受注工事収益	842,459
その他営業雑費用	1,234,678	その他営業雑収益	1,724,673
附帯事業費用	10,634,454	附帯事業収益	11,830,325
（営業利益）	（4,082,674）		
営業外費用	574	営業外収益	102,300
支払利息	4	受取利息	641
雑支出	570	受取配当金	4,949
		賃貸料収入	11,482
		導管移設補償料	19,654
		雑収入	65,572
（経常利益）	（4,184,400）		
特別損失	12,854	特別利益	86,535
投資有価証券売却損	12,854	固定資産売却益	38,252
		投資有価証券売却益	48,282
（税引前当期純利益）	（4,258,081）		
法人税等	1,291,000		
法人税等調整額	△62,246		
差引（計）	1,228,753		
当期純利益	3,029,327		
合計	39,203,663	合計	39,203,663

株主資本等変動計算書

（2021年４月１日から
2022年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本											株主資本合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金					自己株式		
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計		
						固定資産圧縮積立金	特別償却準備金	別途積立金	繰越利益剰余金			
当期首残高	450,000	346,078	1,272,335	1,618,413	206,552	1,435	-	3,018,000	30,436,633	33,662,620	—	35,731,033
会計方針の変更による累積的影響額									99,661	99,661		99,661
会計方針の変更を反映した当期首残高	450,000	346,078	1,272,335	1,618,413	206,552	1,435	-	3,018,000	30,536,294	33,762,281		35,830,694
当期変動額												
剰余金の配当									△2,009,775	△2,009,775		△2,009,775
固定資産圧縮積立金の取崩額						△1,435			1,435	—		—
特別償却準備金の取崩										—		—
土地再評価差額金取崩額										—		—
当期純利益									3,029,327	3,029,327		3,029,327
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										—		—
当期変動額合計	—	—	—	—	—	△1,435	—	—	1,020,987	1,019,552	—	1,019,552
当期末残高	450,000	346,078	1,272,335	1,618,413	206,552	-	—	3,018,000	31,557,282	34,781,834	—	36,850,247

（単位：千円）

	評価・換算差額等			純資産合計
	その他有価証券評価差額金	土地再評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	23,514	△499,284	△475,769	35,255,264
会計方針の変更による累積的影響額				99,661
会計方針の変更を反映した当期首残高	23,514	△499,284	△475,769	35,354,925
当期変動額				
剰余金の配当				△2,009,775
固定資産圧縮積立金の取崩額				—
特別償却準備金の取崩				—
土地再評価差額金取崩額				—
当期純利益				3,029,327
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△23,514	—	△23,514	△23,514
当期変動額合計	△23,514	—	△23,514	996,037
当期末残高	—	△499,284	△499,284	36,350,963

（注）貸借対照表・損益計算書・株主資本等変動計算書の記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個 別 注 記 表

〔重要な会計方針に係る事項に関する注記〕

1. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。

ただし、1998年４月１日以降に取得した建物（附属設備を除く）及び2016年４月１日以降に取得した建物付属設備並びに構築物については、定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物　３～45年
機　械　装　置　５～20年
導　　管　13～22年

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法によっております。

のれんについては、取得後５年間で均等償却しております。

なお、自社利用のソフトウエアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(4) 長期前払費用

均等償却によっております。

なお、償却期間については、法人税法に規定する方法と同一の基準によっております。

2. 資産の評価基準及び評価方法

(1) 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

・製品・貯蔵品（材料・ガスメーター・その他）

移動平均法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

・貯蔵品（販売器具）

先入先出法による原価法

（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法）

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率法により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務見込額及び年金資産残高に基づき計上しております。

(3) 株式報酬引当金

役員に対する将来の株式交付に備えるため、内規に基づき、役員に割り当てられたポイントに応じた株式の給付見込額を基礎として計上しております。

(4) ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分して計上しております。

(5) 賞与引当金

使用人に対して支給する賞与の支出に充てるため、将来の支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識しております。

(1) 都市ガス事業の収益認識

ガス事業会計規則に則り、「検針日基準」により収益を認識しております。

(2) 附帯事業（ＬＰガス事業及び電気事業）の収益認識

従来、附帯事業であるＬＰガス事業及び電気事業において、検針日に顧客の使用量に基づき収益の計上が行われる「検針日基準」により収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき履行義務の識別およびその充足時点について検討を行い、ＬＰガス事業及び電気事業の収益は期末日までの顧客の使用量を計上する「期末日基準」により収益を認識することにいたしました。

(3) 再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金の会計処理

従来 、顧客が負担する再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金について収益に含めて計上しておりましたが、収益認識会計基準に基づき、収益を認識しない方法といたしております。

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

〔会計方針の変更に関する注記〕

収益認識に関する会計基準等の適用

当事業年度より「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年３月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) 附帯事業（ＬＰガス事業及び電気事業）の収益認識

従来、附帯事業であるＬＰガス事業及び電気事業において、検針日に顧客の使用量に基づき収益の計上が行われる「検針日基準」により収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき履行義務の識別およびその充足時点について検討を行った結果、ＬＰガス事業及び電気事業の収益は期末日までの顧客の使用量を計上する「期末日基準」により収益を認識することにいたしました。なお、都市ガス事業につきましては、ガス事業会計規則に則り、従来通り「検針日基準」により収益を認識しております。

この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益剰余金の期首残高が99百万円増加しております。

(2) 再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金の会計処理

従来 、顧客が負担する再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金について収益に含めて計上しておりましたが、収益認識会計基準に基づき、収益を認識しない方法に変更いたしました。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の附帯事業収益（電気事業売上）及び附帯事業費用（電気売上原価）が759百万円減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

〔表示方法の変更に関する注記〕

該当事項はありません。

〔誤謬の訂正に関する注記〕

該当事項はありません。

〔貸借対照表に関する注記〕

1. 有形固定資産の減価償却累計額　　117,902,032千円
   無形固定資産の減価償却累計額　　368,948千円
2. 「土地の再評価に関する法律」（平成10年３月31日公布法律第34号）及び「土地の再評価に関する法律の一部を改正する法律」（平成11年３月31日改正）に基づき、事業用の土地の再評価を行い、当該評価差額のうち法人税その他の利益に関連する金額を課税標準とする税金に相当する金額である繰延税金負債を負債の部に計上し、当該繰延税金負債を控除した金額を「土地再評価差額金」とし純資産の部に計上しております。
   (1) 再評価の方法
   「土地の再評価に関する法律施行令」（平成10年３月31日公布政令第119号）第２条第３号に定める固定資産課税標準額による評価
   (2) 再評価を行った年月日
   平成13年12月31日
   (3) 同法律第10条に定める再評価を行った事業用の土地の当期末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額　　△330,264千円
3. 供給設備及び業務設備の取得価額は、工事負担金等受け入れのため、次の金額が圧縮記帳されております。
   当期圧縮記帳額　　－ 千円
   圧縮記帳累計額　　2,698,889千円

〔株主資本等変動計算書に関する注記〕

1. 当事業年度末における発行済株式総数の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	2,138,059株	―	―	2,138,059株

2. 自己株式の種類及び総数

株式の種類	当事業年度期首	増加	減少	当事業年度末
普通株式	―株	―	―	―株

3. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種　類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年５月21日定時株主総会	普通株式	1,004,887	470	2021年３月31日	2021年５月24日

決議	株式の種　類	配当金の総額(千円)	１株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年10月22日取締役会	普通株式	1,004,887	470	2021年９月30日	2021年10月25日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力日が翌事業年度となるもの

2022年５月19日開催の定時株主総会の議案として、普通株式の配当に関する事項を次のとおり提案しております。

①	配当金の総額	1,101,100 千円
②	１株当たり配当額	515 円
③	基準日	2022年３月31日
④	効力発生日	2022年５月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

4. 固定資産圧縮積立金取崩は、租税特別措置法の規定に基づくものであります。

〔その他の注記〕

該当事項はありません。

監査役の監査報告書　謄本

監　査　報　告　書

私たち監査役は、２０２１年４月１日から２０２２年３月３１日までの第６３期事業年度の事業報告、計算書類、これらの附属明細書その他取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

各監査役は、取締役及び使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿及びこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②　取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、会社の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年４月22日

東彩ガス株式会社

常勤監査役　鈴木　隆文　㊞

監査役　安藤　克彦　㊞

【別紙２】分割会社（東日本ガス株式会社）についての計算書類等

東日本ガス株式会社　第６０期事業報告

（2021 年４月１日から 2022 年３月 31 日まで）

当事業年度におけるわが国経済は、新型コロナウィルス感染症の感染拡大による厳しい状況が残る中、世界的な半導体の不足による各メーカーの生産低迷、原油価格等の原材料価格の上昇など、先行きは依然として不透明な状況が続いております。また、ロシアによるウクライナへの軍事侵攻は世界経済への悪影響も予断を許さない状況となっております。

エネルギー業界におきましては、電力の小売全面自由化に続き、都市ガス小売も全面自由化され５年が経過し、当社の供給エリア内において他事業者からのガス切替営業が増加するなど、消費者への提案活動が一層活発化しております。

このような状況の中で、当社は「持続的成長」を成し遂げるために都市ガス（供給区域内・区域外を問わず）及び LP ガスの新規需要の獲得等積極的な営業活動を行った他、新たな領域でお客様からの支持を得られるべく、2018 年 12 月より電気の小売事業を開始し、ガスと電気のセットでの販売促進に努めてまいりました。2022 年 2 月より電気とガスの新セットプラン「でガ割 007」の販売を開始しております。また、グループ共通の公式アプリ「マイニチガス」を通じ、お客様に毎月のガスや電気の検針票等をアプリで一元管理することによるデジタル化・ペーパーレス化に取り組んでおります。

今後、当社はニチガスグループ全体が経営戦略として取り組んでいる DX 基盤等をベースに「エネルギーソリューション」事業へと変革を進めていく中で、総合エネルギー事業者としてファミリー向けのガスと電気をセットとした収益向上を伴う顧客基盤の拡大に努めてまいります。

当事業年度の売上高につきましては、展示会の縮小等から営業雑収益（器具販売）が減少したものの、都市ガス販売において主に原料費調整制度による調整単価が値上げ方向で推移したことからガス事業売上高が増加、電気小売りでの顧客件数が伸びたことによる附帯事業収益の増加で全体の売上高は、前年同期に比べ 10.6%増の 12,817 百万円となりました。

一方、利益面につきましては、ガス販売でのガス仕入価格の値上がりによりガス粗利益は減少しましたが、経費の削減に努めた結果、減少額がそれを上回り、営業利益は 1,207 百万円(前年同期比 5.5%増)、経常利益は 1,240 百万円（前年同期比 6.4%増)、当期純利益は 891 白万円（前年同期比 6.3%増）となり、増収増益となっております。

事業別の業績は次のとおりであります。

〔都市ガス事業〕

当事業年度末の供給区域内のお客さま件数は、前事業年度末に比べ 283 戸増の 93,541 戸となりました。ガス販売量は、家庭用・業務用の販売量が共に減少し、前年同期に比べ 3.2%減少の 42,651 千 m3 となりました。又、供給区域外のお客様件数は、前事業年度末に比べ 746 戸減の 4,067 戸となりましたが、ガス販売量は前年同期に比べ 10.4%増加の 9,175 千 m3 となりました。

ガス事業売上高につきましては、原料費調整制度により販売価格が値上がりしたことから、前年同期に比べ 10.6%増加の 6,996 百万円となりました。受注工事・器具販売の売上高につきましては、展示会の縮小と公共等物件の減少から器具販売が減少したことにより、前年同期に比べ 10.5%減少の 884 百万円となりました。この結果、都市ガス事業の売上高は前年同期に比べ 7.8%増加の 7,881 百万円となりました。

〔附帯事業〕（ＬＰガス事業・電気事業等）

当事業年度末の LP ガスのお客さま件数は、積極的な事業展開のもと新規のお客様獲得営業を推進したものの長引く新型コロナウィルス感染症による訪問営業の縮小、競合他社との競争激化により解約が増加したことから、前事業年度末に比べ 1,039 戸増にとどまり 32,798 戸となりました。売上高につきましては、電気小売りでのお客さま件数（前事業年度末に比べ 2,732 件増）が伸びたことから、前年同期に比べ 15.5%増加の 4,935 百万円となりました。

なお、第６１期におきましても、地域社会に対する貢献とともに持続的成長を成し遂げるため、電気販売をセットとした都市ガス（供給区域内・区域外を問わず）及び LP ガスの新規需要の獲得に向けて積極的な営業活動に努め顧客基盤の拡大と収益基盤の拡充を図り業績の向上に努めてまいります。今後とも、より一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

貸 借 対 照 表

（2022年 3月 31日 現 在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 固定資産	9,484,801	Ⅰ 固定負債	518,365
(1) 有形固定資産	8,693,763	1 退職給付引当金	247,430
1 製造設備	311,195	2 株式報酬引当金	79,496
2 供給設備	7,388,422	3 ガスホルダー修繕引当金	126,200
3 業務設備	541,593	4 その他固定負債	65,238
4 附帯事業設備	452,551		
(2) 無形固定資産	134,074	Ⅱ 流動負債	2,406,002
1 借地権	6,900	1 1年以内に期限到来の固定負債	31,547
2 のれん	40,289	2 買掛金	27,043
3 その他無形固定資産	86,884	3 未払金	330,147
		4 未払費用	27,374
(3) 投資その他の資産	656,964	5 未払法人税等	282,685
1 社内長期貸付金	12,239	6 前受金	12,634
2 長期前払費用	5,612	7 預り金	126,507
3 繰延税金資産	422,723	8 関係会社短期債務	799,420
4 ＢＩＰ信託口	160,059	9 賞与引当金	58,451
5 その他投資	56,328	10 附帯事業流動負債	710,189
Ⅱ 流動資産	4,703,927	負債合計	2,924,368
1 現金及び預金	1,388,900	純資産の部	
2 売掛金	348,708		
3 関係会社売掛金	7,463	Ⅰ 株主資本（資本）	11,264,360
4 未収入金	495,171	(1) 資本金（出資金）	400,000
5 製品	194,345	資本金	400,000
6 原料	1,442	(2) 資本剰余金	394,702
7 貯蔵品	25,378	1 資本準備金	203,838
8 前払費用	17,840	2 その他資本剰余金	190,864
9 関係会社短期債権	1,500,004	(3) 利益剰余金	10,469,658
10 その他流動資産	1,170	1 利益準備金	75,651
11 附帯事業流動資産	728,389	2 その他利益剰余金	10,394,006
12 貸倒引当金（貸方）	△ 4,890	別途積立金	7,005,800
		繰越利益剰余金	3,388,206
		Ⅱ 評価・換算差額等	
		(1) その他有価証券評価差額金	
		その他有価証券評価差額金	
		純資産合計	11,264,360
資産合計	14,188,728	負債・純資産合計	14,188,728

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

損　益　計　算　書

2021年　4月　1日から
2022年　3月　31日まで

（単位：千円）

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
売上原価	3,205,836	ガス事業売上高	6,996,970
1 期首たな卸高	108,861	1 ガス売上	6,764,692
2 当期製品製造原価	177,048	2 託送供給収益	222,457
3 当期製品仕入高	3,117,094	3 事業者間精算収益	9,820
4 当期製品自家使用高	2,821		
5 期末たな卸高	194,345		
売上総利益	3,791,133		
供給販売費及び一般管理費	3,092,663		
1 供給販売費	2,826,614		
2 一般管理費	266,048		
事業利益	698,470		
営業雑費用	675,395	営業雑収益	884,404
1 受注工事費用	125,361	1 受注工事収益	128,961
2 その他営業雑費用	550,033	2 その他営業雑収益	755,443
附帯事業費用	4,635,633	附帯事業収益	4,935,783
営業利益	1,207,629		
営業外費用	4	営業外収益	33,173
1 支払利息	4	1 受取利息	266
		2 受取配当金	314
		3 保険配当金	3,717
		4 不動産賃貸料	2,546
		5 雑収入	26,328
経常利益	1,240,798		
特別損失	8,744	特別利益	8,345
1 固定資産除却損	7,941	1 投資有価証券売却益	8,345
2 投資有価証券売却損	802		
税引前当期純利益	1,240,399		
法人税等	371,000		
法人税等調整額	△ 22,413		
当期純利益	891,813		
合計	12,858,678	合計	12,858,678

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

2021年　4月　1日から
2022年　3月　31日まで

（単位：千円）

	株主資本								評価・換算差額等			純資産合計
	資本金	資本剰余金			利益剰余金				株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	その他資本剰余金	資本剰余金合計	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計				
						別途積立金	繰越利益剰余金					
当期首残高	400,000	203,838	190,864	394,702	75,651	7,005,800	2,893,703	9,975,155	10,769,858	3,869	3,869	10,773,727
会計方針の変更による累積的影響額	－	－	－	－	－	－	55,453	55,453	55,453	－	－	55,453
会計方針の変更を反映した当期首残高	400,000	203,838	190,864	394,702	75,651	7,005,800	2,949,157	10,030,608	10,825,311	3,869	3,869	10,829,180
当期変動額												
剰余金の配当							△ 452,764	△ 452,764	△ 452,764			△ 452,764
別途積立金の積立												－
当期純利益							891,813	891,813	891,813			891,813
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）										△ 3,869	△ 3,869	△ 3,869
当期変動額合計	－	－	－	－	－	－	439,049	439,049	439,049	△ 3,869	△ 3,869	435,180
当期末残高	400,000	203,838	190,864	394,702	75,651	7,005,800	3,388,206	10,469,658	11,264,360	－	－	11,264,360

（注）記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

１．重要な会計方針に係る事項に関する注記

（１）資産の評価基準及び評価方法

①有価証券

その他有価証券

時価のあるもの　……　事業年度の末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

時価のないもの　……　移動平均法による原価法

②棚卸資産　商品(ガス器具)……　先入先出法による原価法

上 記 以 外……　移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定しております。）

（２）固定資産の減価償却の方法

①有形固定資産（リース資産を除く）

有形固定資産の減価償却は、定率法を採用しております。ただし、建物（建物附属設備を除く）並びに、平成２８年４月以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。

②無形固定資産（リース資産を除く）

無形固定資産の減価償却は、定額法を採用しております。ただし、のれんについては、取得後５年間で均等償却しております。また、自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（５年）に基づく定額法によっております。

③リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産の減価償却は、リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

（３）引当金の計上基準

①貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については、貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

②退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額に基づき計上しております。

③株式報酬引当金

役員報酬 BIP 信託による親会社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、取締役及び委任契約の執行役員に割り当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

④ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回修繕見積額を次回修繕までの期間に配分計上しております。

⑤賞与引当金

使用人の賞与支給に備えるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

（４）収益及び費用の計上基準

約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

① 都市ガス事業の収益認識

ガス事業会計規則に則り、「検針日基準」により収益を認識しております。

② 附帯事業（ＬＰガス事業及び電気事業）の収益認識

「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号　2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。）等に基づき履行義務の識別およびその充足時点について検討を行い、ＬＰガス事業及び電気事業の収益は期末日までの顧客の使用量を計上する「期末日基準」により収益を認識しております。

（５）その他貸借対照表等の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

（会計方針の変更）

収益認識に関する会計基準等

当事業年度より収益認識会計基準等を適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

（１） 附帯事業（ＬＰガス事業及び電気事業）の収益認識

従来、附帯事業であるＬＰガス事業及び電気事業において、検針日に顧客の使用量に基づき収益の計上が行われる「検針日基準」により収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準等に基づき履行義務の識別およびその充足時点について検討を行った結果、ＬＰガス事業及び電気事業の収益は期末日までの顧客の使用量を計上する「期末日基準」により収益を認識することにいたしました。なお、都市ガス事業につきましては、ガス事業会計規則に則り、従来通り「検針日基準」により収益を認識しております。

この結果、当事業年度の期首の純資産に累積的影響額が反映されたことにより、利益余剰金の期首残高が55,453千円増加しております。また、従来の方法に比べて、当事業年度の売上高が71,812千円、売上原価が52,450千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税引前当期純利益がそれぞれ19,361千円増加しております。

（２） 再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金の会計処理

従来、顧客が負担する再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金について収益に含めて計上しておりましたが、収益認識会計基準に基づき、収益を認識しない方法に変更いたしました。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の電気事業セグメントの売上高及び売上原価が237,169千円減少しております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適

用した場合の累積的影響額を、当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き（1）に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

2．株主資本等変動計算書に関する注記

（1）当事業年度末日における発行済株式の種類及び総数

普通株式　7,546,069株

（2）当事業年度末日における自己株式の数

普通株式　0株

（3）当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

①配当金支払額

決　議	株式の種　類	配当金の総額(千円)	1株当たり配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月21日 定時株主総会	普通株式	226,382	30.00	2021年3月31日	2021年5月24日
2021年10月22日 取締役会	普通株式	226,382	30.00	2021年9月30日	2021年10月25日

②基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

2022年5月19日開催の第60回定時株主総会において次のとおり付議いたします。

・配当金の総額　324,480千円
・1株当たり配当額　43円00銭
・基準日　2022年3月31日
・効力発生日　2022年5月20日

なお、配当原資については、利益剰余金とすることを予定しております。

3．収益認識に関する注記

（1）収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載の通りであります。

4．その他の注記

（1）記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監　査　報　告　書

私は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第60期事業年度における取締役の職務の執行を監査いたしました。その結果につき以下の通り報告いたします。

１．監査の方法及びその内容

監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等から事業の報告を聴取し、重要な決裁書類を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査いたしました。以上の方法に基づき当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

（１）事業報告等の監査結果

①事業報告及びその附属明細は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

②取締役の職務執行に関しては、不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。

（２）計算書類及びその附属明細書の監査結果

計算書類及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認めます。

2022年5月10日

東日本ガス株式会社

監　査　役　　安藤克彦　㊞

【別紙２】分割会社（北日本ガス株式会社）についての計算書類等

事　業　報　告

2021年 4月　1日から
2022年 3月 31日まで

１．会社の現況に関する事項

(1) 事業の経過およびその成果

当社は、都市ガスおよびＬＰガスの安定供給を確保しつつ、地域に密着した営業活動による新規需要家の開拓、ならびに電力の販売に注力し、販売量の増大と経費の削減に努めてまいりました。

その結果、当事業年度の売上高は、１０５億９千３百９５万２千円（前期比20.4%増）となりました。利益面では、営業利益は５億７千７百８７万４千円（前期比25.6%増）となり、経常利益は５億７千４百３万１千円（前期比 23.7%増）、当期純利益は４億２千６百２８万３千円（前期比31.6%増）となりました。

以下、当事業年度の概況をご報告申しあげます。

〇都市ガスの部

（イ）ガ　　ス

都市ガスの需要家数（メーター取付数）は６３６戸増加し、当事業年度末現在で４１，５５３戸になりました。

ガス販売量は６千７百１６万２千㎥（前期比0.3%増）となりました。用途別に見ますと、家庭用につきましては１千７１万３千㎥（前期比 0.4%減）、商業用は１百４８万６千㎥（前期比 1.7%増）、工業用は１７万３千㎥（前期比 92.4%増）、その他用は１百１９万９千㎥（前期比 5.5%増）、また大口用につきましては５千３百５８万８千㎥（前期比0.1%増）となりました。

この結果、ガスの売上高は６１億８千４百３７万３千円（前期比21.1%増）となり、託送供給収益は２億５千７百４６万５千円（前期比2.5%増）となりました。

（ロ）受注工事

受注工事につきましては、新規需要家の増加と大型物件等の受注により、売上高は１億６千３百２７万６千円（前期比0.7%増）となりました。

（ハ）器具販売

ガス機器等につきましては、エネファーム、ガス空調機、床暖房機、給湯付き風呂釜に注力して拡販努力を積み重ねてまいりましたものの、２億７千３百５０万５千円（前期比25.2%減）となりました。

〇附帯事業の部

（イ）ＬＰガス

ＬＰガスの需要家数（メーター取付数）は４０８戸増加し、当事業年度末現在で３１，９００戸になりました。

ガス販売量は１万３百８８トン（前期比 3.1%増）となりました。用途別に見ますと、家庭用は５千６百６４トン（前期比 2.2%増）、商業用は２千１百９３トン（前期比 8.7%増）、工業用は１千２百２８トン（前期比 4.1%増）、その他用は 8 百 37 トン（前期比 1.0%減）、簡易ガス用は 4 百 64 トン（前期比 6.2%減）となりました。

この結果、ガスの売上高は２２億６千５百５２万円（前期比 21.5%増）となりました。

（ロ）受注工事

受注工事につきましては、新規需要家の増加に努めてまいりましたものの、大型物件等の受注の減少により、売上高は８百１万３千円（前期比 60.9%減）となりました。

（ハ）器具販売

ガス機器等につきましては、エネファーム、ガス空調機、床暖房機、給湯付き風呂釜等に注力して拡販努力を積み重ねてまいりましたものの、大型物件等の受注の減少により、売上高は４億３千５百６５万８千万円（前期比 23.4%減）となりました。

（ホ）電気売上

電気売上につきましては、ガスと電気のセット販売に注力して拡販努力を積み重ねてまいりました結果、９億７千７百９５万円（前期比 113.0%増）となりました。

（2）設備投資の状況

当事業年度中における設備投資総額は７億３千８百９０万１千円でありました。主なものは、新規需要開発のための導管であります。

（3）資金調達の状況

当事業年度中において、特記すべき資金調達は行っておりません。

（4）対処すべき課題

2023 年 3 月期におきましては、エネルギー自由化の競争に勝ち抜くため、お客様の安全を第一に保安を確保しつつ、お客様との接点業務を強化し、地球環境に配慮した事業活動への積極的な取り組みにより、お客様および地域社会より信頼され選ばれる総合エネルギー企業を目指してまいります。

また、都市ガス・LP ガスの普及拡大と単位消費量の増大および、電力のセット販売、ならびに新都市ガスのスイッチングに注力した営業体制の強化を図りつつ、ニチガスグループの一員としての連携を強化し、業務の抜本的な効率化とコスト削減に努め、経営基盤の強化と業績の向上に邁進してまいる所存でございます。

なお、新型コロナウイルス感染症（COVIT-19）の国内感染が継続するなか、ライフライン事業者としてガス供給継続の使命を果たしつつ、従業員およびお客様の人命保護を最優先に感染症対策に努めてまいります。

貸借対照表

2022年　3月　31日現在

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
Ⅰ 固定資産	6,113,749	Ⅰ 固定負債	1,990,958
(1) 有形固定資産	5,685,648	1 長期借入金	5,200
1 供給設備	4,001,511	2 関係会社長期債務	1,650,000
2 業務設備	332,140	3 退職給付引当金	199,933
3 附帯事業設備	1,348,628	4 株式報酬引当金	65,423
4 建設仮勘定	3,368	5 ガスホルダー修繕引当金	31,875
		6 その他固定負債	38,526
(2) 無形固定資産	96,819		
1 その他無形固定資産	95,140	Ⅱ 流動負債	1,867,163
2 附帯事業無形固定資産	1,679	1 1年以内に期限到来の固定負債	39,534
		2 買掛金	4,070
(3) 投資その他の資産	331,281	3 未払金	129,387
1 投資有価証券	64	4 未払費用	85,361
2 社内長期貸付金	8,628	5 未払法人税等	147,545
3 出資金	100	6 預り金	57,474
4 長期前払費用	1,729	7 関係会社買掛金	522,852
5 繰延税金資産	146,756	8 関係会社短期債務	24,483
6 ＢＩＰ信託口	165,227	9 附帯事業関係会社買掛金	161,711
7 その他投資	7,322	10 附帯事業関係会社短期債務	437,776
8 附帯事業投資等	1,624	11 附帯事業流動負債	214,787
9 貸倒引当金（貸方）	△ 171	12 賞与引当金	42,179
		Ⅲ 引当金	－
		負債合計	3,858,122
		純資産の部	
		Ⅰ 株主資本（資本）	3,999,864
Ⅱ 流動資産	1,744,236	(1) 資本金（出資金）	400,000
1 現金及び預金	161,578	資本金	400,000
2 売掛金	571,681		
3 関係会社売掛金	1,108	(2) 新株式申込証拠金	－
4 未収入金	253,223	新株式申込証拠金	－
5 製品	94,442	(3) 資本剰余金	190,000
6 貯蔵品	41,857	1 資本準備金	190,000
7 前払費用	5	2 その他資本剰余金	－
8 その他流動資産	88,272	(4) 利益剰余金	3,409,864
9 附帯事業売掛金	153,934	1 利益準備金	41,800
10 附帯事業関係会社売掛金	74	2 その他利益剰余金	3,368,064
11 附帯事業流動資産	401,274	別途積立金	580,000
12 貸倒引当金（貸方）	△ 23,216	繰延利益剰余金	2,788,064
		(5) 自己株式	－
		自己株式（借方）	－
		(6) 自己株式申込証拠金	－
		自己株式申込証拠金	－
		Ⅱ 評価・換算差額等	－
		(1) その他有価証券評価差額金	－
		その他有価証券評価差額金	－
		(2) 繰延ヘッジ損益	－
		繰延ヘッジ損益	－
		(3) 土地再評価差額金	－
		土地再評価差額金	－
		Ⅲ 新株予約権	
		新株予約権	－
		純資産合計	3,999,864
資産合計	7,857,986	負債純資産合計	7,857,986

（注記）

損　益　計　算　書

2021年　4 月　1 日から
2022年　3 月　31 日まで　　（単位:千円）

費用		収益	
科目	金額	科目	金額
売上原価	3,827,028	製品売上	6,441,839
1 期首たな卸高	56,455	1 ガス売上	6,184,373
2 当期製品仕入高	3,866,325	2 託送供給収益	257,465
3 当期製品自家使用高	1,310		
4 期末たな卸高	94,442		
売上総利益	2,614,811		
供給販売費及び一般管理費	2,346,680		
1 供給販売費	2,056,711		
2 一般管理費	289,969		
事業利益	268,130		
営業雑費用	332,080	営業雑収益	464,969
1 受注工事費用	140,987	1 受注工事収益	163,276
2 その他営業雑費用	191,093	2 その他営業雑収益	301,693
附帯事業費用	3,510,287	附帯事業収益	3,687,142
営業利益	577,874		
営業外費用	11,650	営業外収益	7,807
1 支払利息	11,650	1 受取利息	1
		2 受取配当金	172
		3 保険金収入	3,293
		4 雑収入	4,340
経常利益	574,031		
特別損失	355	特別利益	18,823
1 固定資産売却損	197	1 固定資産売却益	17,187
2 その他特別損失	157	2 その他特別利益	1,636
税引前当期純利益	592,499		
法人税等	206,780		
法人税等調整額	△ 40,563		
差引（計）	166,216		
当期純利益	426,283		
合計	10,620,583	合計	10,620,583

（注記）

株 主 資 本 等 変 動 計 算 書

2021年　4 月　1 日から
2022年　3 月　31 日まで

（単位：千円）

	株主資本									評価・換算差額等	純資産合計
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金		利益剰余金合計					
				別途積立金	繰越利益剰余金						
当期首残高	400,000	190,000	41,800	580,000	2,389,250	3,011,050	－	3,601,050	947	947	3,601,998
当期変動額											
剰余金の配当					△ 91,470	△ 91,470		△ 91,470			△ 91,470
当期純利益	－	－	－	－	426,283	426,283	－	426,283			426,283
収益認識基準調整による変動額					63,999	63,999		63,999			63,999
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）									△ 947	△ 947	△ 947
当期変動額合計	－	－	－	－	398,813	398,813	－	398,813	△ 947	△ 947	397,865
当期末残高	400,000	190,000	41,800	580,000	2,788,064	3,409,864	－	3,999,864	－	－	3,999,864

＊株主資本の変動事由及び金額の記載は、概ね貸借対照表における記載の順序によること。

（注 記）

個　別　注　記　表

2021年　4 月　1　日から
2022年　3 月　31 日まで

〔 重要な資産の評価基準および評価方法

1. 資産の評価基準および評価方法

(1) 有価証券の評価基準および評価方法

その他有価証券

・時価のあるもの

期末日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

・時価のないもの

移動平均法による原価法

(2) たな卸資産の評価基準および評価方法

主として先入先出法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価切下げの方法により算定）

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産（リース資産を除く）定率法

定率法

ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）および2016年4月1日以降に取得した建物附属設備ならびに構築物については、定額法によっております。

(2) 無形固定資産（リース資産を除く）

定額法

のれんについては、取得後5年で償却しております。

また、自社使用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

(3) リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 退職給付引当金

使用人の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務に基づき、事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。

(3) 株式報酬引当金

役員報酬BIP信託による親会社株式の交付に備えるため、株式交付規程に基づき、役員に割当てられたポイントに応じた株式の支給見込額を計上しております。

(4) 賞与引当金

使用人の賞与の支給に充てるため、賞与支給見込額のうち当事業年度に負担すべき額を計上しております。

(5) ガスホルダー修繕引当金

球形ガスホルダーの周期的な修繕に要する費用の支出に備えるため、次回の修繕見積額を次回修繕までの期間に配分計上しております。

4. 収益及び費用の計上基準

(1) 都市ガス売上及び費用　検針日基準

(2) LPガス売上及び費用　期末日基準

(3) 電気売上及び費用　期末日基準

5. その他計算書類の作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

個 別 注 記 表

2021年　4 月　1 日から
2022年　3 月　31 日まで

〔 会計方針の変更に関する注記 〕

収益に関する会計基準等

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日。以下「収益認識会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財又はサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財又はサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。これによる主な変更点は以下のとおりです。

(1) LPガス事業及び電気事業の収益認識

従来、LPガス事業及び電気事業において、検針日に顧客の使用量に基づき収益の計上が行われる「検針日基準」により収益を認識しておりましたが、収益認識会計基準に基づきLPガス事業及び電気事業の収益は期末日までの顧客の使用量を計上する「期末日基準」により収益を認識することにいたしました。なお、都市ガス事業につきましては、ガス事業会計規則に則り、従来通り「検針日基準」により収益を認識しております。

この結果、従来の方法に比べて売上高が123,312千円、売上原価が98, 589千円増加し、売上総利益、営業利益、経常利益及び税金等調整前純利益がそれぞれ24,723千円増加しております。

(2) 再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金の会計処理

従来、顧客が負担する再生可能エネルギー固定価格買取制度に基づく賦課金について収益に含めて計上しておりましたが、収益認識会計基準に基づき収益を認識しない方法に変更いたしました。

この結果、従来の方法に比べて、当事業年度の電気事業セグメントの売上高及び売上原価が122,106千円減少しております。

収益認識会計基準の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っており、当事業年度の期首より前に新たな会計方針を遡及適用した場合の累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減し、当該期首残高から新たな会計方針を適用しております。ただし、収益認識会計基準第86項に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに従前の取扱いに従ってほとんどすべての収益の額を認識した契約に、新たな会計方針を遡及適用しておりません。また、収益認識会計基準第86項また書き(1)に定める方法を適用し、当事業年度の期首より前までに行われた契約変更について、すべての契約変更を反映した後の契約条件に基づき、会計処理を行い、その累積的影響額を当事業年度の期首の利益剰余金に加減しています。

〔 株主資本等変動計算書に関する注記 〕

1. 当事業年度の末日における発行済株式の種類および株式数

普通株式	609,800株

2. 当事業年度の末日における自己株式の種類および株式数

普通株式	－ 株

3. 当事業年度中に行った剰余金の配当に関する事項

(1) 配当金支払額

当事業年度中における配当金の支払はありません。

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

・配当金の総額	149,401,000 円
・1株当たり配当額	245.00 円
・基準日	2022年3月31日
・効力発生日日	2022年5月25日

〔 収益認識に関する注記 〕

収益を理解するための基礎となる情報

「重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

〔 その他の注記 〕

記載金額は、表示単位未満を切り捨てて表示しております。

監査役の監査報告

監　査　報　告　書

私、監査役は、2021年4月1日から2022年3月31日までの2022年3月期事業年度の取締役の職務の執行を監査いたしました。その方法および結果につき以下のとおり報告いたします。

1．監査の方法およびその内容

監査役は、取締役および使用人等と意思疎通を図り、情報の収集および監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役および使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社および事業所において業務および財産の状況を調査いたしました。
以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告およびその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計帳簿またはこれに関する資料の調査を行い、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書および個別注記表）およびその附属明細書について検討いたしました。

2．監査の結果

（1）　事業報告等の監査結果

一　事業報告およびその附属明細書は、法令および定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

（2）　計算書類およびその附属明細書の監査結果

計算書類およびその附属明細書は、会社の財産および損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認めます。

2022年4月20日

監査役　　安藤克彦　㊞